

**フレックスタイム制度 = 4週間単位の勤務時間の割振り変更
労働基準法の原則を守り「本人の自主的な申請の厳守」を確認**

労働基準法32条の3によるフレックスタイム制度ではなく、32条の2による「1か月以内の勤務時間の割振り変更」にほかなりません。労働基準法の趣旨からもフレックスタイム制度が公務職場にはじまない制度であると言えます。

また、法的には「1か月以内の勤務時間の割振り変更」は使用者の権限でできることになっており、労働者の自由は保障されていないうといふ問題点があります。

そもそも「繁忙な時期に
合わせた勤務時間を決める」
ことは、長時間労働の解消
にはつながらず、時間外勤
務手当の縮減策に過ぎませ
ん。まして、そのような働
き方を職員が希望するとは
思えず、使用者にとつて都
合の良い働きかせ方をしよう
とする狙いがあると言わざ
るを得ません。

長時間労働の解消には、
これまで長年にわたって府
職労が要求しているように、

今回の提案ではコアタイムを10時～15時としていますが、フレックスタイムの利用者が増えれば、コアタイム以外の開庁時間に出勤する職員が減ることによって出勤している職員の負担が増え、窓口職場や府民対応職場では、府民サービス低下につながる可能性が否めません。また、コアタイ

【確認事項】

- | 労働基準法では「一日の労働時間は8時間以内」が定められており、それ以上労働させた場合を支払わなければならないのが大原則である。この導入によって、この原則を変えるものでは

2 提案理由には「繁忙な時期に合わせた勤務時間を決められることによる長時間労働の是正等の課題解決に寄与する」と書かれているが、それは労働者側の自主的な意志によるものでなければならない。「フレックスタイム制度」の利用は、職員の自主的な意志による申請があった場合にのみ、適用されるものであり、所属長やグループ長など上司から同意を促したり、推奨したりすることはあってはならない。

3 勤務時間管理を徹底し、時間外勤務（止むを得ず勤務時間前の業務があつた場合や休憩時間が取れず振替えもできなかつた場合を含む）が発生した場合は、短時間である場合や事前申請ができなかつた場合であつても、時間外勤務手当を支給すること。

フレックスは公務職場になじまない

介護による時間的な制約を抱える職員が柔軟に働けるようにする」「繁忙な時期

育児・介護との両立には 特別休暇等の拡充を

推薦はあってはならないや

職員増や健康被害の防止のための「勤務時間インター
バル制度」導入などを求め、

8月27日、府職労は7月30日に提案のあつた「フレックスタイル制度の導入について」折衝を行い、府職労の見解を示すとともに、3点について府当局と確認し、導入にあたっては確認事項を遵守することを求めました。

繁忙期や災害時であっても十分に対応できる職員配置こそが必要であり「勤務時間の割り振り変更」で解決するものではありません。

ム以外の時間帯に緊急対応が必要となつた場合に支障がでることも危惧されます。

し、「フレックスタイル制度」の導入についてはやむを得ないと判断しました。また、引き続き、職員の

労働時間は一日8時間以内、時間外勤務は手当支給が大原則